

国
 際
 観
 光
 旅
 客
 税
 法
 施
 行
 令
 に
 基
 づ
 く
 税
 関
 官
 署
 の
 管
 轄
 及
 び
 税
 関
 長
 の
 権
 限
 の
 委
 任
 等
 に
 関
 する
 公
 告

国
 際
 観
 光
 旅
 客
 税
 法
 施
 行
 令
 （
 平
 成
 3
 0
 年
 政
 令
 第
 1
 6
 1
 号
 ）
 第
 8
 条
 第
 1
 項
 の
 規
 定
 に
 よ
 り
 委
 任
 さ
 れ
 る
 同
 項
 第
 2
 号
 に
 掲
 げ
 る
 権
 限
 に
 係
 る
 処
 分
 の
 対
 象
 と
 な
 る
 事
 項
 の
 所
 轄
 に
 つ
 い
 て
 は
 管
 轄
 区
 域
 に
 よ
 る
 も
 の
 と
 し
 、
 同
 条
 第
 2
 項
 の
 規
 定
 に
 よ
 り
 委
 任
 さ
 れ
 る
 権
 限
 の
 範
 囲
 を
 制
 限
 し
 、
 令
 和
 6
 年
 1
 1
 月
 1
 日
 か
 ら
 適
 用
 す
 る
 こ
 と
 と
 し
 た
 た
 め
 、
 同
 条
 第
 3
 項
 の
 規
 定
 に
 基
 づ
 き
 、
 以
 下
 の
 と
 お
 り
 公
 告
 す
 る
 。

この
 実
 施
 に
 伴
 い
 、
 国
 際
 観
 光
 旅
 客
 税
 法
 施
 行
 令
 に
 基
 づ
 く
 税
 関
 官
 署
 の
 管
 轄
 及
 び
 税
 関
 長
 の
 権
 限
 の
 委
 任
 等
 に
 関
 する
 公
 告
 （
 令
 和
 4
 年
 3
 月
 2
 5
 日
 掲
 示
 第
 1
 0
 号
 ）
 に
 つ
 い
 て
 は
 、
 令
 和
 6
 年
 1
 0
 月
 3
 1
 日
 限
 り
 で
 廃
 止
 す
 る
 。

令
 和
 6
 年
 1
 0
 月
 2
 5
 日

大
 阪
 税
 関
 長

 清
 水
 雄
 策

記

1.
 管
 轄

税関官署名	管轄区域
伏木税関支署 富山出張所	富山県のうち 富山市（富山空港を除く。） 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡
伏木税関支署 富山空港出張所	富山県富山市のうち富山空港
金沢税関支署 七尾出張所	石川県のうち 七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋郡のうち志賀町 鹿島郡 鳳珠郡
金沢税関支署 小松空港出張所	石川県小松市のうち小松飛行場、浮柳町ヨ 50 番地、草野町ハ 26 番地、草野町ハ 39 番地
敦賀税関支署 福井出張所	福井県のうち 福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 吉田郡 今立郡 丹生郡

京都税関支署 滋賀出張所	滋賀県
舞鶴税関支署 宮津出張所	京都府のうち 宮津市 京丹後市 与謝郡
大阪税関 国際博覧会出張所	大阪市此花区のうち 2025年日本国際博覧会会場
大阪税関 南港出張所	大阪市のうち 此花区（朝日1丁目、朝日2丁目、梅町1丁目、梅町2丁目、春日出北1丁目から春日出北3丁目まで、春日出中1丁目から春日出中3丁目まで、春日出南1丁目から春日出南3丁目まで、桜島1丁目から桜島3丁目まで、四貫島1丁目、四貫島2丁目、島屋1丁目から島屋6丁目まで、高見1丁目から高見3丁目まで、常吉1丁目、常吉2丁目、伝法1丁目から伝法6丁目まで、西島1丁目から西島6丁目まで、西九条1丁目から西九条7丁目まで、梅香1丁目から梅香3丁目まで、北港1丁目、北港2丁目、北港白津1丁目、北港白津2丁目、北港緑地1丁目、北港緑地2丁目を除く。） 住之江区のうち平林北1丁目、平林北2丁目、平林南1丁目、平林南2丁目、南港東1丁目から南港東9丁目まで、南港南1丁目から南港南7丁目まで、南港中1丁目から南港中8丁目まで、南港北1丁目から南港北3丁目まで、これらの地先埋立地 （大阪税関国際博覧会出張所の管轄区域に属する地域を除く。）
堺税関支署 岸和田出張所	大阪府のうち 岸和田市 貝塚市 泉佐野市（泉州空港北、りんくう往来北1番から4番まで・5番6・5番11から5番13まで・6番から15番まで、りんくう往来南を除く。） 泉南市（泉州空港南、りんくう南浜を除く。） 阪南市 泉北郡 泉南郡（田尻町のうち泉州空港中・りんくうポート北・りんくうポート南を除く。）
大阪税関 大阪外郵出張所	大阪府泉南市泉州空港南のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
和歌山税関支署 下津出張所	和歌山県のうち 海南市 有田市 御坊市 田辺市 海草郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡
和歌山税関支署 新宮出張所	和歌山県のうち 新宮市 東牟婁郡

2. 次に掲げる税関出張所の長については、国際観光旅客税法施行令第8条第1項第2号に掲げる権限の全部を制限する。

国際博覧会出張所、南港出張所